

2007年6月25日

## 改正建築基準法施行にあたっての所感

(社)日本建築構造技術者協会  
建築基準法等改正対策委員会

6月20日に改正建築基準法の施行を迎えた。構造計算書偽装問題に端を発し、国土交通省社会資本整備審議会での議論・提言を受け、構造計算適合性判定制度新設を含む建築確認・検査制度の厳格化、罰則強化と連動した構造関係法令の再構築および構造関係技術基準の再整備ほか、従来の制度全般の見直しが実質1年足らずの間で行われたことになる。

この間、精力的に活動された建築基準・審査指針等検討委員会、諸団体および諸官庁関係者の努力には敬意を表するが、時間不足であったことは否めず、建築物の構造設計・監理に係る業務を誠実にやってきた大半の技術者に対して、不必要な規制強化とならないようにとの観点から協力した当協会にとっては満足できる結果とはなっていない。また、構造設計関連の告示公布はわずか一ヶ月前であり、6月20日付で告示を補完する技術的助言が発信されたものの、告示・技術的助言を補完・解説し、構造設計実務を行う上で不可欠な技術基準解説書の公開は7月以降、講習会は9月以降に予定されている。審査・検査に係る告示が6月20日に官報掲載されたことなども含め、周知・浸透活動の立ち遅れは否定できない。

このままでは運用面での大きな混乱が予想されるとともに、やたらに構造設計者の無用で膨大な作業を増やすばかりとなることが懸念される。当協会としては、この状況に鑑み、早急に以下の対応を行うべきであると考え、国土交通省などに対し働きかけを継続する。

1. 運用上不都合な点が明らかになったものに関して、政令、告示、技術的助言を問わない早急な見直し
2. 構造設計関連の技術基準等の理解が徹底するまでの当面の処置として、法令解釈上の変更等に対する柔軟な運用
3. 0.05刻みで段階的に決められているDs値設定の不具合や、崩壊メカニズムに関する取り扱いに関する保有水平耐力計算の見直し
4. 今回の改正により、既存建物の耐震性能評価について社会的な混乱が生じないよう、上記の見直しも含めた検討方法の確立
5. 着工後の計画変更の扱いについて広く社会に周知し、工期などについて建築主の理解を得る活動を推進
6. 大臣認定プログラムの認定要件は未だ検討中であるが、大臣が認定している内容の明確化、認定内容が不明確なままでの大臣認定プログラムの盲目的使用防止、大臣認定プログラムに依存しない設計・審査システムの提案。
7. 構造計算適合性判定は、チェックリスト方式による画一的な適法性の審査が実施されよ

うとしているが、専門家同士の対話により良質な建築を生み出すことが可能な制度運用への変更提案と人材育成の提案

今回の改正は、構造計算偽装事件に端を発した社会不安に対し、早急な対応を迫られた暫定的な措置である。一部の不心得者対策のための設計者性悪説に立脚した改正は、大部分の設計者に無用な負担を強いるばかりで最善な解決にはなっていない。設計者の教育など広範な対応を考慮し、「設計者が判断できる法体系と、建築主が自主的に実施するピアレビューなどの本来の意味でのピアチェック体制」を確立すべく、中期的視野での検討をすぐに開始しなくてはならない。

以上